

令和7年7月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

(公印省略)

予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、大阪府を通じて厚生労働省より通知が発出されました。

本件は、予防接種健康被害救済制度に係る申請書類の作成について、医療機関においてご留意いただきたい事項を周知するものです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

医療機関においてご留意いただきたい事項

予防接種健康被害救済制度では、申請を希望される方が、受診証明書等の書類を、接種を受けた時点で住民票が所在する市町村に提出し申請する必要があります。

医療機関（※2）におかれましては、制度の趣旨（※3）をご理解いただくとともに、申請を希望される方から受診証明書等の作成の相談があった場合は、円滑な申請が可能となるよう、受診証明書等の書類が、申請を希望される方の申請に係る症状又は疾病について当該医療機関を受診したことを示すもの等であることにご留意いただいた上で、必要な書類の作成にご協力をお願いいたします。

※2）必ずしも当該申請に係る予防接種を実施した医療機関であるとは限らず、申請に係る症状又は疾病に関して受診した医療機関を指します。

※3）予防接種健康被害救済制度は、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に幅広く救済することを目的としていることから、その救済の審査に当たっては、厳密な医学的因果関係までは求めておらず、また、予防接種と健康被害の因果関係については、国が設置する疾病・障害認定審査会において、個々の事例ごとに審査・判断するものであり、当該書類を作成する医療機関にご判断いただくものではなく、また、書類を作成いただいたことをもって、予防接種と健康被害の因果関係の証明を医療機関に求めるものではありません。なお、診断書については、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第2項の規定に基づき、正当な事由がなければ交付の求めを拒んではならないこととされているため、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

大阪府医師会地域医療課
TEL:06-6763-7012